

通信制高校生として（生徒心得）

生徒諸君の年齢、職業、生活環境は多種多様であるが、学校の内外を問わず、常に高校生としての自覚を持って、快適な学習生活を送れるよう心がけること。特に登校時は、他の生徒に迷惑をかけたり、学校の秩序を乱したりすることのないよう、つぎに定める生徒心得を守らなければならない。

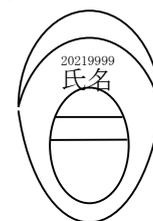
- 1 「生徒証」は常に携帯する。登校時には指定された「受講許可証」を着用する。
- 2 通学にはできるだけ公共の交通機関を利用する。事情があり、**自動車通学を必要とする場合は、所定の申請書を提出し、「許可証」の交付を受ける。**許可のない自動車の乗り入れは禁止とする。

バイクによる通学、および校内への乗り入れは禁止。

- 3 **喫煙については、学校敷地内全面禁止。成人が校外で喫煙する場合は、マナーを守る。**
- 4 服装については、学びの場にふさわしい服装を心がける。**ただし、他校の制服は禁止とする。**
- 5 **校舎内は土足禁止。**上履きは指定されたとおり正しく着用する。来賓用のスリッパは使用しない。

※ 上履きの記名:右図のように生徒番号と氏名を大きくはっきりと書くこと。

上履き



- 6 生徒昇降口から出入し、職員玄関は使用しない。
- 7 部外者を学校に招き入れない。付き添い等が必要な場合は、必ず許可を得る。
- 8 空き時間は、図書室かホームスペースで自習する。廊下を歩き回るなど、授業の妨げとなる行為はしない。
- 9 レポート・試験については、注意事項をよく理解し、不正行為は絶対にしない。
- 10 時間割は各自で確認し、遅刻しない。
- 11 許可なく学校の施設・設備、備品等を使用しない。
- 12 教室や設備は、汚したり破損したりすることがないように大切に扱う。破損した場合は、速やかに担任に届け出る。
- 13 校内で許可なく、文書の配布やビラ貼り、校外の活動への勧誘などを行わない。
- 14 生徒から金銭等を徴収する場合には、事前に学校に届け出て許可を得る。
- 15 事件や事故、勧誘などの被害にあった場合は、速やかに担任に連絡する。
- 16 昼食はできる限り弁当等を持参し、校外に買いに出ることは避ける。
- 17 ゴミは、指定されたゴミ箱に分別して始末する。
- 18 健康管理は、各自の家庭で十分な気配りをする。持病があったり、通院していたり、病院からの薬を服用している場合は、担任か養護教諭（保健室の先生）に申し出る。
- 19 学校の内外を問わず、常に礼儀正しい行動をとる。
- 20 成人、未成年にかかわらず高校生として相応しい行動をとる。

特別指導について

次に挙げる禁止行為が発覚した場合、問題行動として特別指導を行う。保護者・保証人の同席を求める場合や、授業・試験が受けられなくなる場合もある。

禁止行為

- 1 学校敷地内の喫煙・飲酒（成人も含む）
- 2 未成年者の喫煙・飲酒
- 3 暴言・暴力，いじめ
- 4 レポートや試験における不正行為
- 5 犯罪行為やぐ犯行為（将来犯罪に発展する恐れのある行為），法規に触れる行為
- 6 その他，学校の秩序を乱す行為

特別指導

問題行動の内容によって、「**注意**」「**訓戒**」等の特別指導を行う。

自動車通学に関する規程

通学で自動車を利用する生徒は，下記の注意事項をよく理解し，所定の「自動車乗り入れ許可願」に必要事項を記入・押印のうえ，係職員に提出し「**許可証**」の交付を受けること。違法改造した車両，整備不良の車両は許可しない。

1 安全運転を心がける（道交法遵守）

- ① 学校周辺の道路は狭いところやカーブが多いうえ，小学校の通学路にもなっている。スピードは出しすぎないこと。正門では必ず「一時停止」すること。
- ② 近隣から苦情のないように校外においてもマナーを守ること。
- ③ 登下校の際に事故を起こした場合は，各自で責任を持って処理するとともに，学校に連絡すること。

2 「許可証」は，職員が確認できるよう（ダッシュボード）に置く

3 校内の決められた場所に駐車する

- ① アイドリングは，県条例で禁止されている。駐車中はエンジンを停止すること。
- ② 校内は徐行し，歩行者や自転車の通行の妨げにならないこと。
- ③ 授業の妨げにならないようにオーディオ等の音は控えること。
- ④ 車内のゴミや吸殻を車外に捨てないこと。**車の中であっても敷地内は禁煙。**
- ⑤ 駐車場内の事故や盗難は各自で責任を持って処理すること。

以上の注意事項を必ず守ること。守られない場合は**許可を取り消す**。その後も違反が続くようであれば，**特別指導の対象とする**。